新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

※沖縄県が新聞掲載（4月29日）した内容と同一です

	影響など	支援策等	補足説明	問い合わせ先
県民・雇用者向け	国からの一律10万円現金給付、 どうしたら受けられますか？	**特別定額給付金** お住まいの市町村から世帯主あてに申請書類が郵送されます。マイナポータルによる申請も可能です。	家計への支援を行うため、令和２年４月２７日に住民基本台帳に記録されている方に対して、国から一人につき１０万円が給付されます。	**お住まいの市町村役場**までお問い合わせください。 **コールセンター：03-5638-5855** （総務省）
	公共料金等の支払いの猶予を受けたい。	**一定期間支払いの猶予**が認められます。	電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内に支払いが困難な場合に一定期間支払いが猶予されます	それぞれの**契約会社等**にお問い合わせください。
	税金や公的保険料の猶予を受けたい。	**一定期間の猶予**が認められます。	所得税、自動車税、国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など、一定の条件のもとで納税・納付が困難な場合、一定期間の猶予が認められます。	**税務署や県税事務所、お住まいの市町村役場**までお問い合せください。
	収入減により、県営住宅の家賃の支払いが難しい	**家賃の見直し、家賃の減免等**が受けられる場合があります。	失職、収入の減に限らず、県営住宅の家賃に関する相談を受け付けております。	相談窓口（**098-917-1210**）へご相談ください
	収入の減少があり、生計維持に必要な資金の貸し付けを受けたい。	**緊急小口資金**が活用できます。	**休業された方向け（緊急小口資金）** 〇貸付上限額：特に貸付需要がある場合等　特例で２０万円　その他の場合、１０万円 〇措置期間：１年以内、償還期限：２年以内 貸付利子：無利子、保証人：不要	**お住まいの市町村社会福祉協議会**へお問い合わせください。
	収入減少や失業などにより、生活維持のために資金の貸し付けを受けたい。	**総合支援資金**が活用できます。	**失業された方等向け（総合支援資金）** 〇貸付上限額：２人以上：月２０万円以内 単身　　：月１５万円以内 〇措置期間：１年以内、償還期限：１０年以内 貸付利子：無利子、保証人：不要	
	離職等に伴う収入減少で住居を失う可能性があり支援を受けたい。	**住居確保給付金**が活用できます。	**住居確保給付金** 〇原則３か月（最長９か月）支給額は、お住まいの市町村ごとに世帯人数や世帯月収等で決定 〇離職・廃業だけでなく、休業等により収入が減少した方も対象になります。※支給要件あり	**お住まいの市町村を管轄する自立相談支援機関**へお問い合わせください。
	新型コロナウイルスの感染などで仕事を休んでいる。	**傷病手当金（健康保険）**が支給されます。	**傷病手当金（健康保険）** 〇新型コロナウイルスの感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間（日額3分の2）支給 ※4日目から支給（最長1年6か月）	相談窓口：**市町村及び健康保険組合など**
事業者向け	従業員への休業手当支払い等、雇用調整助成金を受けたい。	**雇用調整助成金** 日額一人8,330円上限が助成されます。	パートを含め雇用維持を図るため休業等を実施し、休業手当等を支払う等した事業主に対して、休業手当、賃金等の一部（国が最大１０割を検討中）について助成（日額一人8,330円上限）	お問い合わせ：**沖縄労働局及びハローワーク**
	従業員が学校の臨時休校等で有給休暇を取得した。	**小学校休業等対応助成金** （厚生労働省） 日額一人8,330円上限が助成されます。	**小学校休業等対応助成金（厚生労働省）** 〇臨時休業した小学校などに通う子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者へ有給休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主へ助成。（日額一人8,330円上限）	**コールセンター：0120-60-3999** **（フリーダイヤル）**
	認可外保育施設向け支援金について	**支援金１０万円を支給します。**	〇 休業要請の対象とならない認可外保育施設を対象に、支援金10万円を支給します。	**沖縄県子育て支援課（098-866-2457）**
	農林漁業者向け資金繰りについて	**「農林漁業セーフティーネット資金」の貸付**を受けられます。	資金繰りが困難な農林漁業者を対象とした**「農林漁業セーフティーネット資金」の貸付** 〇貸付限度額を引き上げ：1,200万円または年間経営費等の12分の12 〇実質無利子・無担保	**沖縄公庫：農林漁業融資班** **（098-941-1840）**
	工業用水道料金の支払いが困難	売上が減少した工業用水道の受水事業者の負担を軽減します。	工業用水道料金の支払いが困難な事業者に対して、納期限の延期、使用の中止（又は廃止）及び基本使用水量の減量に応じます。	**沖縄県企業局配水管理課**（098-866-2810）
	新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した。	**持続化給付金** 事業全般に広く使える給付金が支給されます	〇中小企業・各種法人：最大200万円 〇個人事業者：最大100万円 〇今年のいずれかの月の売上が新型コロナウイルス感染症の影響で前年同月比50％以上減少した事業者	**持続化給付金コールセンター** **直通番号：0120-115-570** **IP電話：03-6831-0613** **受付時間8：30～19：00**（5月中は毎日対応）
		沖縄県中小企業セーフティーネット資金 売上減少による資金繰りを支援します。	売上高が5％以上減少している3か月以上継続して事業を営む者 〇融資限度額：3,000万円以内 〇融資利率：対象により最大年0.8%,保証料ゼロ ※本年５月に実質無利子の融資制度の創設を予定しています。	**沖縄県中小企業支援課（098-866-2343）**
		新型コロナウイルス感染症特別貸付（沖縄公庫） 売上減少による資金繰りを支援します。	創業後3か月以上で売上高が5％以上減少している者 〇融資限度額：（生業・生活衛生資金）6,000万円 （中小企業資金）3億円 〇融資利率：一定の限度額の範囲内で当初３年間は基準金利－0.9%（利子補給制度により実質無利子化）	**沖縄公庫本店：098 - 941-1785**
	飲食店向け 緊急支援金給付について	**緊急支援金10万円**を支給します。	**新型コロナウイルス感染症防止対策緊急支援金（飲食店）** 〇新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的影響を受ける休業要請対象とならない飲食店を対象に、緊急支援金10万円を支給します。	**４/25－5/６** **沖縄県産業政策課：098-866-2330** **5/7以降　　沖縄県支援金等相談センター098-851-9990　9：00～17：00（土日祝日含む）** **県公式ウェブサイト トップページ「注目情報」にリンクがあります**
	休業要請に応じた事業者向け 協力支援金給付について	4/24～5/6の全期間休業に応じた事業者へ**20万円**を支給します。	**新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（仮称）** 〇新型インフルエンザ等対策特措法による休業協力要請・依頼にあたり、4/24～5/6の全期間休業に応じた事業者へ20万円を支給します。	
	売上減少による小売業等向け 緊急支援金給付	休業要請対象とならない小売業等を対象に、**支援金10万円**を支給します。	**新型コロナウイルス感染症防止対策支援金（小売業等）** 〇新型コロナウイルス感染症の拡大や経済的影響を受ける休業要請対象とならない小売業等を対象に、支援金10万円を支給します。	

※各制度には運用・利用条件や、今後の補正予算等での制度変更の可能性があります。国や沖縄県、市町村などの各ホームページ等で御確認ください。